

「個人情報保護制度」について

個人情報とは

個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの（氏名、住所、生年月日、性別、学歴、職歴、所得など）

制度を実施する機関

管理者、公平委員会及び監査委員を実施機関といたします。

議会については、法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないため、別途組合議会の条例により実施しています。

開示・訂正等の請求について

1 開示の請求

保有個人情報の閲覧及び写しの交付が請求できます。ただし、情報によっては、法令等の規定により開示できない場合もあります。

2 訂正の請求

保有個人情報が事実と違っていると思われるときは、訂正の請求ができます。

3 利用停止の請求

実施機関が法令の規定に違反して、個人情報の収集、利用、提供などを行っていたときは、利用停止の請求ができます。

開示等の決定について

請求書を受理した日から原則14日以内（やむを得ない理由により、14日以内を限度として延長する場合があります。）に請求に対する決定を行い、書面により通知します。

決定に不服があるとき

実施機関又は議会に対して不服申立てができます。不服申立があった場合は、学識経験者で構成される審査会の意見を聴き、その意見を尊重して不服申立に対する決定を行います。

運用状況の公表

毎年、運用状況について公表します。